



平成26年度

桜井市議会

議 会 報 告 会



日時 平成26年11月15日(土)午後2時から

場所 桜井市役所 2階 大会議室



議会報告会 次第

I. 開会のあいさつ

◎ 第一部 平成26年9月定例会の報告

II. 桜井市議会の概要 P3 ～ P8

III. 第3回定例会に提出された議案等 P9 ～ P11

IV. 総務委員会の審議 P12 ～ P14

V. 決算特別委員会の審議 P15 ～ P20

◎ 第二部 意見交換

VI. 閉会のあいさつ

【議会報告会へ参加された皆さんへ】



- ① 第一部の「平成26年9月定例会の報告」
 - ・ 傍聴のみで、発言はできません。
- ② 第二部の「意見交換」
 - ・ 発言を希望される方は、司会者の指名を受けてから発言をしてください。
その際、お住まい・お名前をおっしゃってから、発言をお願いします。
 - ・ 多くの方に発言していただくため、発言者お一人2分以内で2回までとします。
 - ・ 議会報告会は、議会全体の意見交換の場と位置づけ、議員個人への発言は
ご遠慮ください。
- ③ アンケート用紙への記入をお願いします。
- ④ 議会報告会の模様をホームページ等に公開しますので、後方より写真撮影を行います。
- ⑤ 会場の秩序を乱したり、会議の進行を妨げる行為はしないでください。

ようこそ！
桜井市議会

議 会 報 告 会 へ

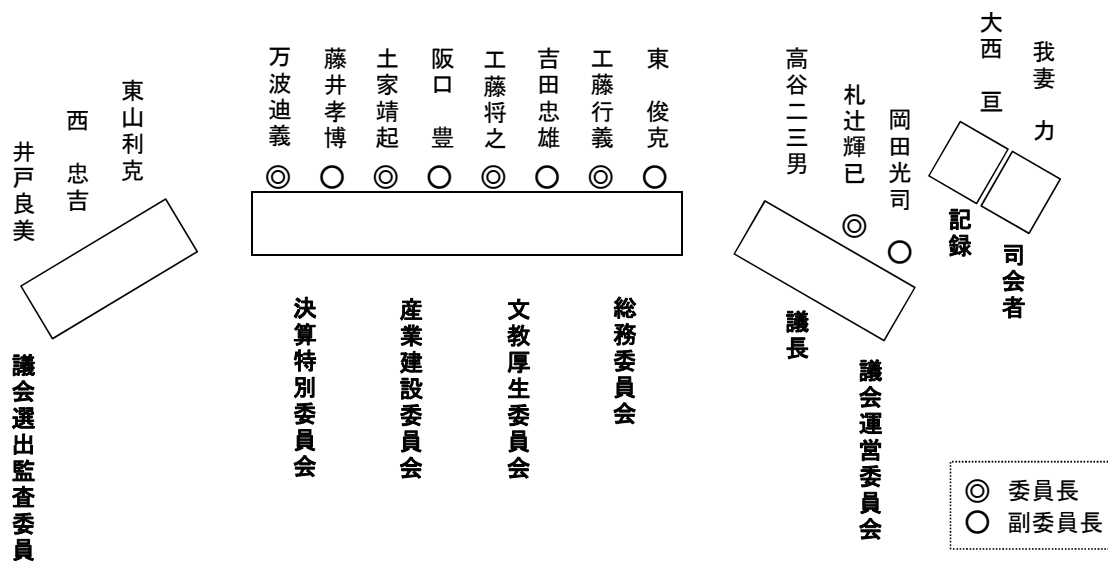
桜井市議会は、平成26年4月に制定しました「議会基本条例」に基づき、市民の皆様に議会を身近に感じていただき、議会活動を知っていただくため、新たな試みとして「議会報告会」を開催いたします。

市議会は、市民の投票により選ばれた議員をもって構成されています。

市議会議員を選挙する資格（選挙権）は、日本国民で、市内に3か月以上の住所を有する住民です。また、選挙権を有する満25歳以上の方は、市議会議員に立候補できる資格（被選挙権）があります。

現在、桜井市議会の議員定数は、条例で16人となっています。

座 席 表



参加皆様の席

定例会と臨時会

議会は、地方公共団体の意思を決定するための機関です。

議会は、定期的に招集される「定例会」があり、通例として3月、6月、9月、12月の年4回が開会されます。「臨時会」は、特に緊急な事案が生じた場合など、必要に応じて開かれます。

本 会 議

招集された日に議員定数の半数以上の議員が出席していたとき、議長の宣告により開会されます。会議は、議場において議長がその日の議事日程に従い進め、市議会に提出された議案に対し、最終的に議会としての意思決定を行います。

議 会 の 権 限

議会には、法律に基づき多くの権限が与えられており、市政の重要な事項を審議する大切な役割を担っています。主な権限は、次のようなものがあります。

★ 議決権

議会の権限の中心となるもので、「条例の制定・改正・廃止」、「予算の決定」、「決算の認定」、「市税等の賦課徴収」、「条例で定める契約の締結」、など市の重要な事項について議決します。

★ 選挙権、同意見

議長及び副議長を選出する選挙や選挙管理委員などを決定する選挙を行います。

また、副市長や教育委員会の委員、監査委員などといった市の重要な職に就く人を選任する際に、議会の同意が必要です。

★ 検査権、監査請求権、調査権

市の事務について、適正に行われているかを監視するため、書類を検査したり、監査委員に監査を請求することができます。

また、一般的に「100条調査権」と呼ばれていますが、地方自治法第100条に基づき、市の仕事について調査し、必要な場合、関係者の証言を求めることができます。

★ 意見書

公益に関することについて、市議会の意志を決定し、国・県などに提出します。

★ 決議

政治的な効果を期待して、市議会の意志を内外に明らかにするものです。

委 員 会

議会の組織のうち、多種多様な案件を能率的、専門的に審議するために常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を設置することができます。

現在、常任委員会には、「総務」、「文教厚生」及び「産業建設」の各委員会があります。特別委員会としては、当初予算を審議する予算特別委員会が3月市議会で設置され、決算を審議する決算特別委員会が9月市議会で設置されます。その他に特定の問題に関し審査や調査研究を行うために必要に応じて設置されます。

また、議会運営委員会は、議会の運営を円滑に行うために設置されています。

★ 地方自治法並びに議会委員会条例に基づき設置されている委員会

委員会名	委員数	所 管 事 項
総 務 委 員 会	11人	市長公室、危機管理監、総務部、選挙管理委員会、監査委員事務局及び出納課の所管に属する事項
文教厚生委員会	10人	福祉保健部、環境部及び教育委員会の所管に属する事項
産業建設委員会	10人	農業委員会、都市建設部、まちづくり部及び上下水道部の所管する事項
議会運営委員会	8人	定例会及び臨時会の会期、議案等の取扱い、その他議会の運営に関する事項、会議規則、委員会条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項などについて調査を行い議案等を審査する

★ その他設置されている委員会等

議会広報委員会	6人	議会だよりの発行や議会ホームページの更新及びその他広報広聴に 関することについて協議するために設置 議会だよりは、年4回広報「稚桜」の3,6,9,12月号に掲載
全 体 協 議 会	全議員	次の事項などについて協議又は調整するために設置されています。 ・市政に係る重要な課題や災害等に関する事項 ・理事者側の申し入れにより協議する事項 ・議会の運営に係る重要な事項など

桜井市議会役員一覧

議 長	高谷二三男	副 議 長	我 妻 力	議会選出 監査委員	井 戸 良 美
-----	-------	-------	-------	--------------	---------

★ 常任委員会

名 称	委 員 長	副 委 員 長	委 員		
総 務 委 員 会	工 藤 行 義	東 俊 克	井 戸 良 美	工 藤 将 之	我 妻 力
			藤 井 孝 博	吉 田 忠 雄	岡 田 光 司
			万 波 迪 義	札 辻 輝 已	高谷二三男
文 教 厚 生 委 員 会	工 藤 将 之	吉 田 忠 雄	井 戸 良 美	大 西 亘	阪 口 豊
			我 妻 力	西 忠 吉	土 家 靖 起
			東 山 利 克	工 藤 行 義	
産 業 建 設 委 員 会	土 家 靖 起	阪 口 豊	大 西 亘	西 忠 吉	藤 井 孝 博
			岡 田 光 司	東 俊 克	東 山 利 克
			万 波 迪 義	札 辻 輝 已	

議 会 運 営 委 員 会	札 辻 輝 已	岡 田 光 司	大 西 亘	工 藤 将 之	吉 田 忠 雄
			東 俊 克	東 山 利 克	工 藤 行 義
議 会 広 報 委 員 会	大 西 亘	阪 口 豊	工 藤 将 之	我 妻 力	吉 田 忠 雄
			東 俊 克		

★ その他の委員等

議会選出農業委員	藤 井 孝 博	工 藤 行 義	
桜井宇陀広域連合議会議員	工 藤 将 之	阪 口 豊	我 妻 力
	藤 井 孝 博	岡 田 光 司	東 俊 克
	東 山 利 克		
奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員	札 辻 輝 已		
桜井市青少年問題協議会委員	井 戸 良 美	大 西 亘	岡 田 光 司
	工 藤 行 義		
桜井市都市計画審議会委員	高谷二三男	我 妻 力	工 藤 行 義
	工 藤 将 之	土 家 靖 起	
環境審議会委員	高谷二三男		
国民健康保険運営協議会委員	工 藤 将 之		

請 願 · 陳 情

市民の皆さまの意見や要望を伝える方法として、請願や陳情を市議会に提出することができます。

★ 請 願

提出された請願書は、所管する委員会で審査され、本会議で採決されます。採決されたものは、市長や関係機関にその実現を要望します。

請願を提出する場合は、紹介議員の署名、押印を受けてください。

★ 陳 情

提出された陳情書は、本会議で議員全員に写しの配布を行い報告をします。

陳情には、市議会議員の紹介は必要ありません。

傍聽

市民の代表が議会で審議しているところを、秘密会を除き一般に公開できる傍聴制度があります。一度傍聴されてみませんか。

議会の傍聴席は50席あります。傍聴を希望される方は、市役所4階の傍聴席入口前で、住所、氏名、年齢を記入していただき傍聴席にお入りください。

なお、傍聴席では、議場の秩序を乱したり、会議の妨害となる行為は禁止されております。

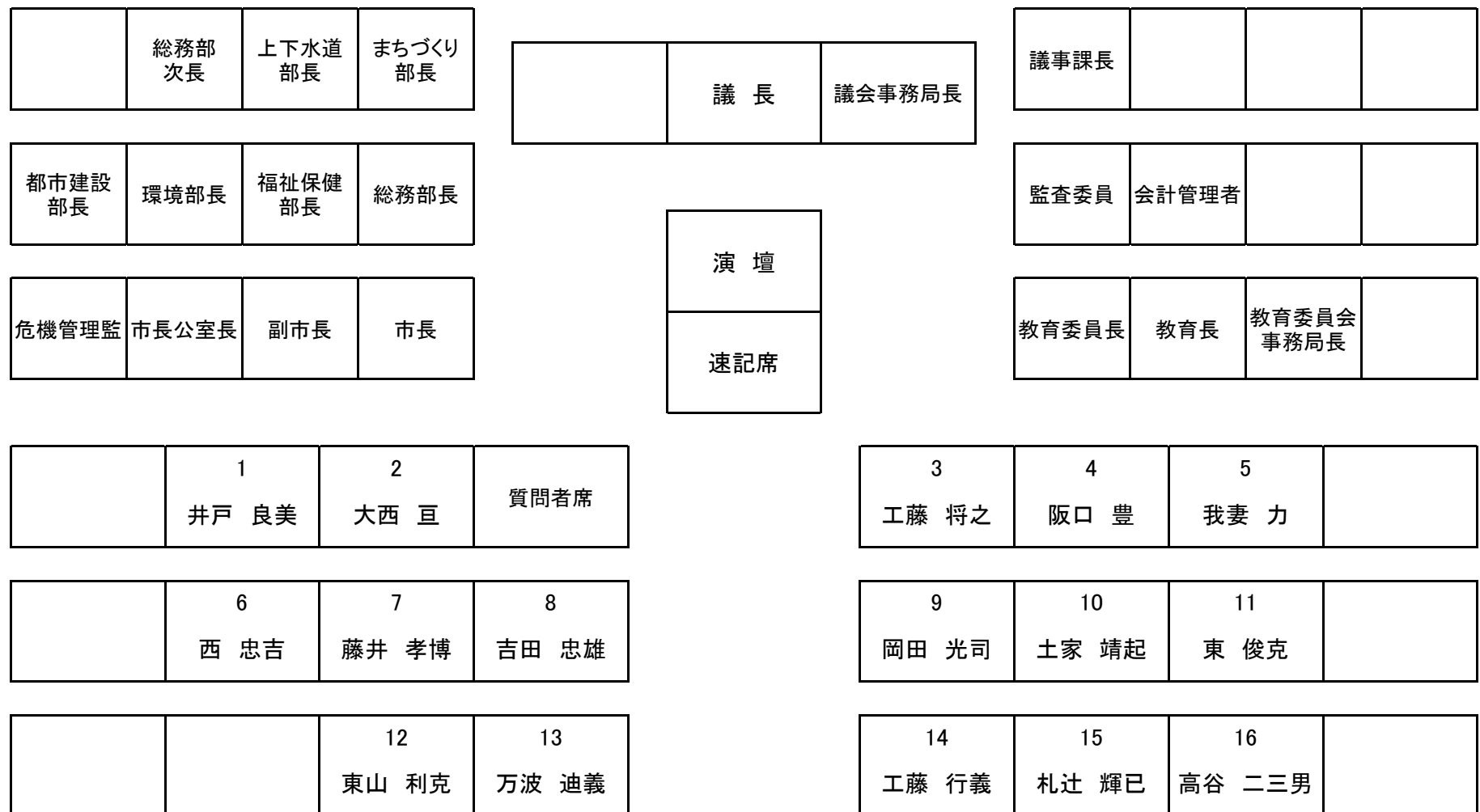
★ 傍聽人の心得

- ・帽子、首巻等を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときはその限りでない。
- ・飲食又は喫煙をしないこと。
- ・議場における言論に対して賛否を表明し、又は拍手をしないこと。
- ・静かに傍聴し、私語、談笑等議事の妨害になるような行為をしないこと。
- ・その他会議の品位を傷つけると認められるような行為をしないこと。
- ・写真、映画等を撮影し又は録音等をしてはならない。特に議長の許可した者は、この限りでない。



桜井市ホームページ ➡ 組織から探す ➡ 議会事務局 をクリックするとご覧になります。
【ホームページアドレス】 <http://www.city.sakurai.lg.jp/sosiki/gikaijimukyoku/index.html>

議場の配置図



--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

記 者 席 (8 席)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

傍 聴 席 (50 席)



定例会の流れ

招集告示

議案の説明

定例会に提出される予定の議案の内容について、理事者側より説明を受けます。

議会運営委員会

委員会を開催し、議案及び議会の日程並びに議会の運営等について協議します。

本会議

開会

議長が開会を宣告し、市長から招集の挨拶があり、会期の決定を行います。

提出議案の理由説明

市長が、提出した議案について説明します。

一般質問

議員が、市政全般について質問し、理事者から回答を受けます。

議案審議

議員が、提出されている議案に対し質疑をします。

議案の委員会付託

議案をさらに詳しく審査するため、各常任委員会等に議案を付託します。

常任委員会等

付託議案の審査

付託された議案を、所管する常任委員会等において審査します。

委員の質疑、討論を終結した後、採決を行い、委員会としての賛否を決定します。

本会議

委員長報告、質疑

常任委員会等の審査結果を委員長が報告します。

その後、委員長の報告に対する質疑が行われます。

議案審議

議員から議案に対する反対又は賛成の意見があれば述べます。

その後、議会としての議案に対する賛否を決定します。

閉会

市長から閉会にあたり挨拶があり、議長が閉会を宣告します。

※ 「開会」から「閉会」までを「会期」と言います。

平成26年第3回(9月)定例会に提出された議案

議 案 等 の 名 称		内 容	付託状況	結果
報第13号	専決処分の報告、承認を求めることについて	道路管理瑕疵による3件の事故における損害賠償の額を決定する	—	承認
報第14号	平成25年度桜井市用品調達基金、土地開発基金、水洗便所改造資金貸付基金及び国民健康保険高額療養費貸付基金の運用状況を示す書類の提出について	地方自治法第241条第5項の規定による書類の提出	—	提出
報第15号	平成25年度桜井市水道事業会計継続費精算書の報告について	無水源簡易水道施設整備事業が平成25年度で完了し、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定による報告	—	報告
報第16号	平成25年度決算に基づく桜井市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の審査に付し、その意見書の報告	—	報告
議案第24号	平成26年度桜井市一般会計補正予算(第1号)	歳入歳出それぞれの科目で6,632万5千円の追加補正を行い、予算総額209億5,332万5千円となる	総務委員会へ付託	可決
議案第25号	平成26年度桜井市介護保険特別会計補正予算(第1号)	歳入歳出それぞれの科目で3,821万1千円の追加補正を行い、予算総額46億8,021万4千円となる	—	可決
議案第26号	桜井市附属機関設置条例の一部改正について	桜井市行政評価外部評価委員会、桜井市協働推進会議及び桜井市纏向遺跡保存管理・整備活用計画策定委員会の設置に伴う条例の一部改正	総務委員会へ付託	可決
議案第27号	桜井市社会福祉事務所設置条例及び桜井市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について	母子及び寡婦福祉法の改正に伴い、引用する法律名の改正等を行う条例の一部改正	—	可決
議案第28号	桜井宇陀広域連合規約の変更について	建物の老朽化に伴う、事務所の位置の変更による規約の一部改正	—	可決
議案第29号	公の施設の指定管理者の指定について	平成26年11月30日で指定管理の期間が満了する4施設について、引き続き指定管理者を指定する	—	可決

平成26年第3回(9月)定例会に提出された議案

議 案 等 の 名 称		内 容	付託状況	結果
認第1号	平成25年度桜井市一般会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額231億7,068万7,089円、歳出決算額222億2,223万4,559円で、差し引き形式収支で9億4,845万2,530円の黒字となった決算の認定	決算特別委員会へ付託	可決 (賛成多数)
認第2号	平成25年度桜井市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額15億900万4,209円、歳出決算額15億889万209円で、翌年度へ繰り越す額11万4千円を差し引き実質収支0円となった決算の認定	決算特別委員会へ付託	可決
認第3号	平成25年度桜井市住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額6,337万5,823円、歳出決算額1億3,561万8,451円で、差し引き7,224万2,628円の歳入不足を平成26年度歳入より繰入充用金で補填する決算の認定	決算特別委員会へ付託	可決
認第4号	平成25年度桜井市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額74億5,702万352円、歳出決算額71億4,846万672円で、差し引き3億855万9,680円の黒字となった決算の認定	決算特別委員会へ付託	可決 (賛成多数)
認第5号	平成25年度桜井市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額4,900万7,910円、歳出決算額1億3,222万1,625円で、差し引き8,321万3,715円の歳入不足を平成26年度歳入より繰入充用金で補填する決算の認定	決算特別委員会へ付託	可決
認第6号	平成25年度桜井市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額3,790万5,191円、歳出決算額950万6,439円で、差し引き2,839万8,752円の黒字となった決算の認定	決算特別委員会へ付託	可決
認第7号	平成25年度桜井市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額44億6,701万3,839円、歳出決算額44億3,005万6,740円で、差し引き3,695万7,099円の黒字となった決算の認定	決算特別委員会へ付託	可決
認第8号	平成25年度桜井市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額6億692万3,548円、歳出決算額6億571万3,088円で、差し引き121万460円の黒字となった決算の認定	決算特別委員会へ付託	可決

平成26年第3回(9月)定例会に提出された議案

議 案 等 の 名 称		内 容	付託状況	結果
認第9号	平成25年度桜井市水道事業会計決算認定について	収益的収支で収入総額12億2,399万8,128円、支出総額11億904万1,910円で、消費税を差し引き9,258万8,429円の純利益を計上し、前年度繰越利益剰余金と合わせ、4億5,047万893円の未処分利益剰余金を繰り越す決算の認定	決算特別委員会へ付託	可決
発議案第7号	「危険ドラッグ(脱法ハーブ)」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書の提出について	危険ドラッグの販売・流通等の実態調査、健康被害との因果関係の調査、取り締まりの強化、薬物鑑定の迅速化、危険性の周知及び教育の強化などを政府求にめる意見書	—	可決
発議案第8号	議員派遣の件	産業建設委員会及び文教厚生委員会の所属議員の行政視察	—	可決
同第2号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	任期満了に伴う教育委員会委員の任命	—	同意
同第3号	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	任期満了に伴う公平委員会委員の任命	—	同意
陳情第5号	軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情	全議員に配布	—	—

総務委員会の付託案件

平成26年9月10日の本会議で、総務委員会に付託された案件の主な質疑内容です。

● 議案24号 平成26年度桜井市一般会計補正予算(第1号)

質問の要旨	答弁の要旨
Q. 1 総務管理費の用地購入費を計上しているが、当時、市の瑕疵により、買収後の登記において公図に間違いがあったことが判明したことよるとのことであるが経緯は。また他にも調査する必要があるのではないのか。	A. 1 約50年前に購入しているが、その後当該地が合筆や分筆の中で公図の位置が違ったまま現在に至っていることが調査により判明した。今回その間に売買により取得された土地所有者(善意の第3者)から購入の依頼があった。 現存する市の財産である土地についての調査は必要と考えている。調査の方法も含め検討課題としたい。
購入単価について路線価格等、経緯を含め単価は十分精査されているのか。	用地は50㎡ほどで、予算計上は200万円を計上している。交渉に当たっては路線価を含め不動産鑑定を入れ算定したい。
土地の所有者からは、バス停があるなか騒音や利用者のマナー問題などの解消を望んでおられるが、対策は。	騒音・マナーの注意喚起については、児童生徒が通学時に利用していることから、学校からも指導を行っていく。
Q. 2 精神障害者福祉費の精神障害者医療費助成システム委託料について、医療費補助の対象をどこまで行うのか。奈良県は2級まで対象としている。本市は1級までと聞くと、2級まで広げるよう要望する。	A. 2 市長会での議論を得て、4月より1級の方を対象に実施する予定をしている。またシステムについては、対象が拡大されても対応できるようにしている。
Q. 3 小学校費で安倍小学校体育館の天井落下防止に係る設計委託料が計上されている、他の小中学校の安全対策はできているのか。	A. 3 各小中学校の耐震補強は完了している。天井落下防止対策については、文部科学省の通知により点検調査した結果、今回安倍小学校を計上し、残る桜井西中学校の武道場についても順次設計を行いたい。
小学校は災害時の避難所となっているが、窓ガラスの耐震はできているのか。	毎年、非構造部材点検として天井、床、窓ガラス等について点検を行っている。窓ガラスの耐震は、震度5強を想定している。
Q. 4 学校給食センター建設費で測量委託料が計上されているが、建設予定地は非常に規制が厳しいと聞いているが、土地の有効活用を含めどのような構想を持っているのか。	A. 4 学校給食センターの建設については、庁内で検討会議を重ねている。現在候補地として金屋を考えている。また規模として5,000食を予定しており、建設面積は2,000㎡が必要となり、当該地が建ぺい率20%と規制が厳しいが、用地取得に向け隣接する地権者と交渉を行っている。 建設、運営については、PFIの導入に向け現在可能性調査を進めている。

質問の要旨	答弁の要旨
候補地が山麓にあたるが、先日の広島での災害もあり土砂災害等の危険性は考慮しているのか。	職員の安全や5,000食の給食を担う施設ということから、県土木また県砂防課とも協議をし、建築基準法やその他法令に沿った措置を講じていきたい。
建設ありきで進められているが、業者に給食を発注する方法などについても検討されたのか。	学校給食センターの建設にあては、民営化を進めていく方向性の中で議論し、建設後は民営化していく方針がだされたと認識している。
Q. 5	A. 5
土木費の道路維持費及び河川改良費に修繕料が計上されているが、その内容は。	昨年9月の台風18号による災害で、緊急な対応を12月補正で行いましたが、件数も多く今回中山間地域の多武峰・上之郷地域において、道路改修で33か所及び河川改修として7か所を予定している。
1級河川である寺川で、特に上田町では水が氾濫すると逃げ場がないため、市道等の嵩上げを検討されたい。 台風や大雨等により慈恩寺周辺や金屋の河川敷など、被害が同じようなところに出ているように思うが、今後の対応は。	被害が想定される場所や繰り返し被害のある箇所は認識しているが、地域の意見を聞きながら調査し要望を取りまとめ予算要求していきたい。
初瀬ダムに万が一の事態が生じた場合、市内全域に被害を及ぼすことから、台風等の状況により桜井土木事務所と連絡はどうなっているのか。	台風等における、初瀬ダムの容量については随時情報が入ることになっている。先般の台風11号においても、容量に余裕があり放流する状況でない等の情報を受けて対応していた。今後も放流等の情報も含め桜井土木事務所と連携を図っていく。
Q. 6	A. 6
社会福祉費の自殺対策事業費で、こころの体温計導入委託料が計上されたことは非常にいいことだと思うが、講演会の講師謝金として30万円計上されているが、その内容は。	今年度末の3月に1回を予定している。講師については、北山修氏を予定している。
自殺対策補助金(10/10)の対象であるが、金額としては高額である。支払われる謝金は税金という意味から出演交渉は十分にしてもらいたい。	決して補助金があるからということで講師を選定いたしておりませんが、近隣で実施されている自治体を参考にしながら十分精査していきたい。
Q. 7	A. 7
消防費の非常備消防費で、安全靴を計上されているが、団員へのメリット及び何足予定されているのか。	昨年、消防団等充実強化法において消防団を地域防災の要と規定された。このことから台風や災害時に中心的な役割を担うと位置付けられ、従来支給していた長靴では、増水時また火災時における瓦れき等で安全な活動が確保しにくいことから、今回11分団36部の消防団組織の中で、11分団155人に支給したいと考えている。

質問の要旨	答弁の要旨
消防施設費の工事請負費は、どのような工事か。	JR桜井駅西側の踏切付近にある防火水槽が危険であることから、今回工事を行うものである。

● 議案第26号 桜井市附属機関設置条例の一部改正について

質問の要旨	答弁の要旨
Q. 1 昨今、委員会や審議会が非常に多く立ち上がっている。今回3つの審議会が立ち上がっているが、各々の年間どの程度の予算が必要とされるのか。 費用をかけるだけの効果を出してもらいたい。	A. 1 ① 行政評価外部評価委員会の委員は3名で、年間5日間を予定をしている。予算的には、1日12,000円で5日間の3名分で180,000円の報酬を考えている。 ② 協働推進会議の委員は、6名で4回程度開催を予定をしている。予算的には、半日6,000円で4回の6名分と、費用弁償(旅費)を併せ150,000円弱を考えている。 ③ 纏向遺跡保存管理・整備活用策定委員会の委員は10名程度を予定している。今年度は1～2回を予定し、1人半日の6,000円を考えている。
Q. 2 今回の保存管理・整備活用策定委員会は歴史文化基本構想策定委員会の分科会的なものか、まったく別のものか。また委員の任期は何年か。	A. 2 特に分科会というものではなく、纏向遺跡全体の中で今後の在り方を見据え、纏向遺跡をどのように保存管理また整備活用していくかということで位置付している。任期については2年で要綱を策定している。
現在、纏向遺跡調査委員会が設置されているが、どこが違うのか。	纏向遺跡調査委員会は、現在行っている纏向遺跡の調査範囲を審議している。
調査を行えば、次に保存管理していくという一連の流れができてくる。新しく委員会を設ける必要があるのか。	調査委員会については、考古学専門的な見地からの専門家に就任してもらっている。今回の纏向遺跡保存管理・整備活用策定委員会の委員については、考古学だけでなく、建築やデザインとか広範囲にわたる委員を考えており、幅広い視点で保存活用を検討していただく。

決算特別委員会の付託案件

平成26年9月10日の本会議で、決算特別委員会に付託された案件の主な質疑内容です。

● 認第1号 平成25年度桜井市一般会計歳入歳出決算認定について

質問の要旨	答弁の要旨
歳 入	
Q. 1	A. 1
今後も財政的に厳しい見通しを立てているが、今回の行財政改革アクションプランには、数値目標が記されていない。数値目標を別途設ける考えはないのか。 第2次行財政改革アクションプランでは、補助金について運営費補助から事業費補助の移行があったが、一律カットの評価はされているが、事業費補助へ移行できなかったものがあると思うがどうか。	今回の行財政アクションプランは、これまでの財政削減であった量から質への転換を図っていく。量から質という中で数値化するのには難しいが、進行管理については、財政見通しを出しながら、毎年ヒヤリングを行い、市長の立場でしっかり検証していきたい。 第1次、第2次行革では、効果額として一定の成果を出せたと考える。事業費補助への移行の点は、十分に達成できたとは言えない。今後は、第1次、第2次の取り組みを継承し、妥当性、客観性、公益性を含め外部委員の意見を聞きながら進めたい。
Q. 2	A. 2
社会福祉協議会の平成25年度決算では、一般会計で1千万円の運営基金に積み立て、基金総額1億2千万円を超え、介護支援サービス事業特別会計では、4千万円を積み立て総額1億円を超えている。社会福祉協議会の性格上、災害等を想定した基金の積み立てには一定の認識はしているが、目標額を定める協議はされているのか。 予算において補助金を計上されていたが、決算において執行していない団体があるが、予算組の際に事業内容や団体の財政状況を精査、検証されていたのか。	社会福祉協議会と基金の目標額を含め踏み込んだ協議はしていない。今後は災害時を含め基金にいくら必要か十分協議していきたい。 事業計画においては予定をしていたが、今年度の活動内容等を精査しなおし、繰越金の充当で対応した。今後も桜井市補助金交付規則に則り精査しながら執行していきたい。
Q. 3	A. 3
平成25年度も黒字決算であるが、事業を行わないと黒字になるのは当然と思う。市長として本年度に未執行事業があったのか。 また、市長が言われている積み残された課題の解決に向け進んで行くと聞くと、新年度に向け市長の思いを聞きたい。	未執行については、大きい部分で25年度では予期せぬ災害をもたらした台風等の自然災害の影響や、地元との協議が順調に進まなかった池之内圃場整備があげられる。 全体的な視点でいえば、本市の財政状況の中、積み残されてきた課題や、また推し進めている過程にある事業もある。今後は、これら一つずつ解決しながら、まちづくりを推し進めていきたい。

質問の要旨	答弁の要旨
歳 入	
Q. 4 市税について、徴収率が向上していることは、公正公平の観点からも大変良いことである。更に率を上げる意味から、現在の口座振替の割合はどれくらいか。	A. 4 市民税は32.76%、固定資産税及び都市計画税は44.78%、軽自動車税は12.35%、市税全体では35.24%で、約1/3の方が口座振替を利用して納税していただいている。
保育料や市営住宅についての口座振替の状況はどうなっているのか。 不納をへらすためにも、口座振替を推奨する啓発をするよう要望する。	保育料については、原則銀行振り込みとしている。市営住宅の入居件数は現在584件、その内234件が口座振替となっている。
Q. 5 使用料及び手数料の住宅使用料について、家賃収入に未収はあるのか。また、徴収率を向上させる対策はどうしているのか。	A. 5 市営住宅等の家賃及び駐車場使用料の滞納繰り越しは、総額約4千万円で848件。徴収率向上に向け口座振替の促進に努めている。
住宅駐車場使用料で、他市において違法な収入を得ていた事件があったが、本市にはないのか。	駐車場については、指摘される違法収入はない。
歳 出	
総 務 費	
Q. 6 電算管理費で、平成27年1月にクラウド化する現在の進捗状況と、クラウド化以外のシステムの最適化は図れているのか。	A. 6 27年1月のシステム再構築に向け現在、システム分析を終え、データ移行の作業に入っている。また、システムの最適化については、まず10月からインターネットを庁内グループウェアに組み込む予定をしている。
Q. 7 安全対策費の防犯灯の設置が、平成24年度と比較して増加しているが、その原因と、LED化に向けた検討の進捗状況はどうか。	A. 7 平成25年度は地元要望が増えた結果として87件となっている。LED化については、設置後の維持管理費の負担が減る半面、設置費用が増すということもあり、予算的なことも含めLEDの転換には地元負担も併せ検討している。
Q. 8 総務管理費の中で、産業医の活動内容はどのようなものか。	A. 8 産業医の活動については、職員への毎月1回の健康診断、病気休暇等の出勤に向けた相談や指導、そして職場巡視、安全衛生会議の参加や指導、職員研修、禁煙指導等、年間を通じ21回以上業務にあたってもらっている。

質問の要旨	答弁の要旨
歳	出
Q. 9 防災費で、災害避難者用物資の備蓄状況とアレルギー対応された粉ミルク等の状況はどうなっているのか。また、消費期限が切れる物の対応はどうしているのか。	A. 9 備蓄米については、6,200食を準備している。粉ミルクについては、通常のが200本、ペプチド粉ミルクが100本、アレルギー用粉ミルクが60本、その内、25年度で普通粉ミルク20箱、ペプチドを10箱、アレルギー用を5箱購入している。消費期限の対しては、毎年点検し期限到来までに自主防災等の訓練に利用している。
Q. 10 徴税費の桜井市たばこ商業協同組合への補助金は、運営補助か事業費補助か。	A. 10 市内でのたばこ購入を促進する目的での事業費補助。たばこ消費税は大きな財源となっており約4億円位の歳入がある。
民 生 費	
Q. 11 児童保護運営費の中で、病児・病後児保育とあるが、利用人数は何人か。 病児、病後児では実施機関が現在違うと思う。事業に則した事業名にされたく要望する。	A. 11 平成25年5月から翌3月までの間で、50人利用している。 中身は、病児保育の事業。
Q. 12 児童福祉総務費の巡回発達相談事業委託料の事業内容と、決算において執行額が低いとその理由は何か。	A. 12 巡回発達相談事業は、公立の各保育所に相談員として専門職員を2か月に1回づつ派遣する事業を今年度から実施している。ただし、準備等の都合により年度途中からの実施となったことから、執行額が低くなった。
高齢者総合福祉センター費の負担金補助及び交付金で不用額がでた理由とは何か。	高齢者総合福祉センターに今年度太陽光発電パネルの設置を行ったが、それに伴う変圧器の取り換えが必要と予算計上していたが、結果取り換える必要がなくなり不用額となった。
Q. 13 児童福祉費で家庭児童相談の年間相談件数は。児童虐待に関してはどれだけ件数があるのか。	A. 13 家庭児童相談員については、臨時職員を2名配置している。相談件数も年々増加し400件の相談がある。
	児童虐待については、平成22年に痛ましい事件があり、その後市民への啓発を行い、現在近隣の方からの通報や危惧される世帯の情報提供もあり300件を超えている。件数については厚生労働省の数え方の基準に則して行っている。

質問の要旨	答弁の要旨
歳 児童相談員2名で400件は、相談内容也多岐にわたり非常に負担が多いと思うが、どうか。	出 相談員の負担が大きいことは理解している。相談によっては早朝から夜間までといったケースもあり、何とか軽減できないかという思いはしている。
衛生費	
Q. 14 母子保健費の妊婦歯科健診について、執行額が低いが受診状況はどれくらいか。	Q. 14 健診は、妊娠届を出された500人を対象とし、受診された方は88人となっている。妊娠期の歯科健診は非常に重要と考えている。受診率が低いことから、産婦人科とも連携し、産婦人科から歯科医へ繋げていく方法や、対象者へ啓発を行っていきながら受診率の向上を図りたい。
健康推進費のがん検診委託について、がん検診の受診率はどうなっているのか。	がん検診の受診率は、肺がん検診で15%、胃がん検診で4.4%、子宮がん検診で15%、乳がん検診で12.9%、大腸がん検診で9.4%、前立腺がん検診で10.2%といずれも低い受診率である。受診率向上に向けプロジェクト組んで進めていきたい。
Q. 15 環境対策費の中で、太陽光発電システム設置に向けた助成がスタートしたが、現状はどうなっているのか。	A. 15 25年度においては60件の枠で40件の申し込みがあり、未執行も出ていることから、更に市ホームページや広報を通じて啓発していきたい。また26年度においては60件の枠で、現在46件の申し込みがある。
助成基準の中に発電能力が示されているが、一般家庭用も発電能力が向上しており10キロ以上の発電能力を持つ家庭も対象とできないか。	今後、奨励金制度の中で見直しも含め検討したい。
Q. 16 保健衛生総務費の中で、(財)桜井市医療センター補助金は運営補助と聞くと、検診率の向上からも事業費補助への仕組みづくりはできないか。	A. 16 受診率向上は医療センターの収益にも繋がる方法であり、現在センターとも協議をしている。27年度を見据え予算を検討したい。
商工費	
Q. 17 商工振興費の市内製材木等利用促進奨励金について、市外での建築に際しても利用できる緩和策を検討してはどうか。	A. 17 対象者としては、市内に家を建てて市民になっていただく方を対象としている。額については基本額が15万円で、市内で施工、設計された場合は5万円が加算される。

質問の要旨	答弁の要旨
歳 出	
まほろばセンター費で、センターの利用率は向上しているのか。	まほろばセンターの利用状況は、ギャラリー等を含め2,570件、部屋では2,511件で部屋の稼働率は平均50.8%になっている。前年度と比較では件数で41件、使用料で19万5,660円減少している。
観光費で、空き家を活用する地域活性化事業の効果と委託先はどこか。	委託先については、NPO法人三輪座で、事業の内容は、人力車でめぐる観光ルート、空き家を活用したチャレンジショップや体験工房、町家とアートのコラボレーション、「HANA RART」「さくらあと」へ協力、また、恵比須市といった地元祭りへの企画・参加等実績の報告がある。人力車については引き手の方の病気などで事務に移られたことになったが、全体の事業を点検し当初の目的に沿って実施できたと考えている
土 木 費	
Q. 18 公園費の公園管理において、草刈りの時期は利用状況に応じて行っているのか。	A. 18 都市公園として管理しているのは53か所ある。草刈りについては、業者委託をしているが、公園により若干変わるが、芝生の管理では年6回行っている。また、地元の方にボランティアで取り組んでもらっている公園もある。
教 育 費	
Q. 19 学校管理費で全小学校に電子黒板を配置されたが、活用についてどのような報告がされているのか。	A. 19 各小学校のICT教育の一環として全小学校に配置した。活用等を検証するためアンケート調査を行った。結果として、学習意欲が高まった。図形問題など理解しやすい。勉強に対する集中力が高まった。という意見であった。
効果が出ているのであれば、今後幼稚園や中学校へも普及されるよう要望する。	現在のところ、幼稚園や中学校へ増設の検討には至っていない。
Q. 20 学校給食センターについて、建て替えを検討されているが、進捗状況はどうか。 また、桜井市が今まで育んできた食生の文化を継承してもらいたい。	A. 20 建設に当たっては、PFI手法を考えている。現在PFIの導入可能性調査を行っており、その結果を受けPFI検討委員会等に諮り進めていきたい。事業の工程については、28年度当初に基本設計を行い、28～29年度に建設工事を行い29年度中には給食の提供を始めたいと考えている。また、建設予定地の用地不足分や現存する建物等の補償関係についても並行して行っている。また、規模的には、5,000食を提供できるぐらいを予定している。

● 認第2号 桜井市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

質問の要旨	答弁の要旨
Q. 1 人口の減少に伴い税収も減少していく中で、将来負担比率を上げていくのは非常に厳しい現状と考える。下水道の整備は必要ではあるが、将来にわたって持続可能な下水道システムづくりを考えるべきではないか。今後の事業計画はどうか。	A. 1 公共下水道整備については、昭和53年度に供用を開始し、平成25年度末の事業計画区域は1,012haで、整備率は約63%、人口普及率は66.2%である。整備方針として、市街化人口密集地域を中心に全体計画区域と事業認可計画区域として整備している。今後は、建設交付金も減少している中、県においても今後10年以内に整備する区域等の調査もあり、公共下水道整備区域を検討しなければならないと考えている。

● 認第3号 平成25年度桜井市住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算認定について

● 認第4号 平成25年度桜井市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

● 認第5号 平成25年度桜井市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

● 認第6号 平成25年度桜井市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

● 認第7号 平成25年度桜井市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

● 認第8号 平成25年度桜井市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

● 認第9号 平成25年度桜井市水道事業会計歳入歳出決算認定について

は、特に質疑はありませんでした。

- * 本会議の会議録は、
桜井市ホームページ ➡ 組織から探す ➡ 議会事務局 ➡ 会議録検索
をクリックするとご覧になれます。

【会議録検索システムアドレス】 <http://asp.db-search.com/sakurai-c/dsweb.cgi/>

- * 常任委員会・特別委員会の会議録は、
桜井市役所 3階 情報公開コーナー で閲覧できます。

メ モ

